

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

A

1. 本件新株発行にX社の主張する差止事由はあるか。
2. X社は本件発行について、非公開会社であるから会社法201条(以下略)201条1項の特則が適用されず、募集事項について株主総会のおおめ決議により行われなければならない(199条2項, 309条2項5号)。招集手続は適正に行われていることから、X社としては本件決議に取消事由(831条1項1号)がある案として、本件新株発行が法令に違反すること(210条1号)を差止事由として主張すると考えられる。
3. (i) 本件総会では、X社がかつてBの所有していた議決権1000個分を行使することができず、その分が欠席として扱われたことが、決議方法の法令違反(831条1項1号)に該当すると主張すべきである。ここに、当該1000個分の議決権をX社が行使すべきだったと主張する根拠としては以下の2つが考えられる。以下、まず、①本件申請書にBの名義書換が有効にされ、Bの株式はX社に譲渡され議決権を行使できること、②仮に申請が有効でないとしても本件申請書を「代理権を証明する書」として読み替え、Bの議決権をX社が代理行使できること、である。以下、順に検討する。(310条1項)
- (2) ア まず、X社がBの所有するY社株式1000個を譲受け、その分について議決権を行使するには、基本法(124条1項)の所に株式の譲渡を受けたことを会社に対抗できることを要する。会社法は対抗要件として株主名簿の書換え(130条1項)を要しており、これをX社が経ていない以上、定款2条の定める3月令6年3月期終りに譲渡があったとしても、X社は当該議決権を行使でき

具体的にどの条項かを書ければより良くなります。

/ ページ

裏面へ

ないようにも思える。

○ 今、しかし、株主名簿管理を対応要件とする趣旨は株主の
統一的画一的な把握により会社の事務処理上の便宜を
図る点にあり、会社が不当に名簿管理請求(133条
1項)を拒む場合にはかかる会社の利益を保護すべき
とはいえない。したがって、このような場合には名簿管理が
されなくとも請求時点で適式な名簿管理がなされ
ていたものとして会社に**善意**義務を対応できると解する。

ウ Y社が事件申請書を拒んだことは不当拒絶に当たるか。
まず、Y社株式は全て譲渡制限株式である(134条1項)
が、~~★~~譲受人X社はY社株式であり承認(136条)が
あったものとみなされる(定款7条項)にかつて、134条1号
に該当するため、X社は厚意としてY社に対し書面請求でも
いい、当該請求は譲渡人Bと共同でする必要がある(133
条2項)からBと共同で作成した事件申請書についてX社
の印影がY社に登録されている1月印影と異なるとして
請求が定款10条2項の適式に当たらないものであるとして
Y社は請求を拒んでいるといえる。ここで確かにX社は
変更後の現行印鑑のY社への届出(定款10条1項)を
欠いているから帰責性があるとも思える。しかし、**定款10条**

の趣旨は第3者による不当な請求を^{が受これ}防止したり、株主が
法人格を恣意的に使いかけてりすることを防止する点にあ
るといえる。そうすると、事件のように単にX社が商号を更
じただけの場合にはこのようなものは生じない。さらに、更
後令和4年5月1日から令和6年3月30日まで約2年
間の長期間にわたって現行印影Eと届出印の相違
が問題とせず従業員Aによる代印行使が認め
られてきたのである。○したがって、Y社が突然旧印違反
を打ち出して請求申請書が適式でないと主張するのは
信義則(民条2項)に反し許さるべきでない。

良い視点だと思えます。

2ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

エ 以上より、Y社による名簿書換済みの相当根拠があるといえるから基準日前の令和6年3月30日の簿記手帳にX社の市件1000株についても名簿に記載されているとして当該議決権の行使をY社に行使することができる。

(3) 次に②の主張について、仮に①の主張が認められるとしてもX社総会委員Aによる政室Bの議決権の代理行使ができるというものである。事件の両書はBのY社時式1000個をX社に譲渡する旨に記載している。この意思表示には、当該1000個の議決権の行使をX社に委ねるというBの意図が含まれているといえる。したがって、本件訴訟における議決権のX社による代理行使を「要する書面」とみなすことができる。仮定より、届出印と異なる政行使陽が用いられていることをY社は瑕疵として主張できるから、X社による代理行使を認めるべきであった。

(4) 以上より主張①、②はいずれも認められ、X社代表のDは議決権を5000個行使できるはずなのに、4000個しかY社が行使を認めなかったことは決議方法の法令違反に該当する。

4、1000個という政行使政式の5割について議決権を行使していないという瑕疵は政行使の機会を奪う違法が重大である。また、X社が承認行使できていた政行使が15500個中5500個のみで構成される分の2をこえず事件決議の政行使が18割に達した。これが書けている人が少なかったです。

5、子で議決権を行使する

良い視点だとは思いますが、少し言い過ぎなのではないかと思ってしまいます。また、結局「届出印と異なる現行印影が用いられていることをY社が瑕疵として主張できない」ことも合わせて考慮するのであれば、②は、①が認められなかった場合の予備的な主張というわけではなくなるのかなと思います。

3ページ

裏面へ

全体としてよく書けています。今後も自信をもって取り組んでください。